

こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議 第1回会議配布資料	資料 4
令和5年6月27日	

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）関係部分概要・附帯決議抜粋

# 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）

## 【概要】

児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的として議員立法で制定され、主に以下の事項が定められた。

- 児童生徒性暴力等を行ったことにより免許状が失効・取上げとなった者に関する免許状の再授与に当たっては、授与権者（都道府県教育委員会等）が実施する再授与審査会の意見を聴いた上で、改善更生の状況等により再び免許状を授与するのが適当であると認められる場合でなければ、免許状を再授与してはならないこと
- 国は、特定免許状失効者等（児童生徒性暴力等を行ったことにより免許状が失効・取上げとなった者）に関するデータベースを整備し、都道府県教育委員会が特定免許状失効者等に関する情報を入力し、採用権者（教育委員会、学校法人等）が教育職員等を任命・雇用しようとするときは、同データベースを活用する義務があること

そして、同法の附則においては、「児童生徒等の性的な被害を防止する観点から、児童生徒等と接する業務に従事する者の資格及び児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とされた。

## 【附帯決議】

### 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する件 衆議院文部科学委員会

令和3年  
5月21日

二 教育職員等以外の職員、部活動の外部コーチ、ベビーシッター、塾講師、高等専門学校の教育職員、放課後児童クラブの職員等の免許等を要しない職種についても、わいせつ行為を行った者が二度と児童生徒等と接する職種に就くことができないよう、児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度が必要である。その検討に当たっては、イギリスで採用されている「DBS制度」も参考にして、教育職員等のみならず児童生徒等と日常的に接する職種や役割に就く場合には、採用等をする者が、公的機関に照会することにより、性犯罪の前科等がないことの証明を求める仕組みの検討を行うこと。

### 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律案に対する附帯決議 参議院文教科学委員会

令和3年  
5月27日

二、教育職員等以外の職員、部活動の外部コーチ、ベビーシッター、塾講師、高等専門学校の教育職員、放課後児童クラブの職員等の免許等を要しない職種についても、わいせつ行為を行った者が二度と児童生徒等と接する職種に就くことができないよう、児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度が必要である。その検討に当たっては、イギリスで採用されている「DBS制度」も参考にして、教育職員等のみならず児童生徒等と日常的に接する職種や役割に就く場合には、採用等をする者が、公的機関に照会することにより、性犯罪の前科等がないことの証明を求める仕組みの検討を行うこと。